

●香川県告示第314号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年8月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成23年7月1日	蔦川歯科医院	坂出市元町1丁目5番3号
平成23年8月1日	かねこ歯科	坂出市林田町1712番地3
平成23年8月1日	のぞみ薬局	さぬき市寒川町石田東甲173番地